

平成28年度香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修募集要項

香川県では、事業者が提供する福祉サービスの質の向上を促進するとともに、利用者の適切な選択に役立てるため、公正・中立な立場の第三者機関が福祉サービスに関する評価を行い公表する「福祉サービス第三者評価制度」を運用しています。

ついては、第三者評価を実施する評価調査者の養成を目的とした研修を実施いたしますので、受講を希望される方は申込みください。

1 研修日程 ※カリキュラム及び会場は、変更する可能性があります。

日 時	カリキュラム	会 場
平成28年 11月17日（木） 9:00～18:30	○開講 ○講義 ・第三者評価の理念と基本的な考え方 ・第三者評価の全体像 ・評価基準の理解と判断のポイント	○香川県庁12階 第5会議室 (高松市番町四丁目1番10号)
平成28年 11月18日（金） 9:00～17:00	○講義・演習 ・評価調査者の役割と倫理 ・利用者調査の方法 ・書面審査の着眼点 ・訪問調査の着眼点	○香川県庁12階 第5会議室 (高松市番町四丁目1番10号)
平成28年 11月29日（火） 9:00～17:15	○実地演習 ・訪問調査の実習	○特別養護老人ホームシオンの丘 (高松市香西北町260番地)
平成28年 11月30日（水） 9:00～17:15	○実習 ・合議、評価報告書の作成 ○まとめ ○レポート作成 ○閉講	○香川県庁12階 第5会議室 (高松市番町四丁目1番10号)

2 講師（予定） 社会福祉法人香川県社会福祉協議会

3 養成研修の受講資格

資 格	詳 細
a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者	○組織運営管理業務 常勤職員が10人以上の組織を管理し、統括する業務 ○これと同等の能力を有していると認められる者 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業を経営する上で必要かつ有益な専門知識を有する者で、当該業務を3年以上経験している者

<p>b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者で福祉サービス事業に関する業務を10年以上経験している者</p>	<p>○有資格者 福祉：社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士 医療：医師、看護師、理学療法士、作業療法士 保健：保健師、栄養士</p> <p>○学識経験者 大学、専門学校、高等学校等で社会福祉、医療又は保健に関する教育又は研究を行う者</p> <p>○これと同等の能力を有していると認められる者 福祉分野の行政職員又は社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として福祉分野の業務を経験している者</p>
---	---

※既に香川県福祉サービス第三者評価調査者名簿に記載されている者も受講可能である。

4 受講手続

<p>受講申込書の提出</p>	<p>○受講申込書に必要書類を添付して県に提出します。 ○原則として、所属する評価機関（法人）を通して提出してください。 ○既に養成研修修了者証の交付を受けている方は、養成研修修了者証を添付してください。</p>
<p>要件等審査</p>	<p>○県において受講資格審査します。 ○結果については、申込者に連絡します。</p>
<p>養成研修受講</p>	<p>○カリキュラムに従って養成研修を受講します。</p>
<p>修了</p>	<p>○規定のカリキュラムの受講により、修了者には、養成研修修了者証を交付します。 既に養成研修修了者証の交付を受けている方については、養成研修修了者証の裏面に養成研修を受講したことを記載して修了者証をお返しします。</p>

5 申込み締め切り

平成 28 年 10 月 31 日（月）必着のこと。

6 申込み先

一般社団法人香川県社会福祉士会

〒762-0084

香川県丸亀市飯山町上法軍寺 2611 番地

TEL 0877-98-0854

FAX 0877-98-0856

☆申込みいただいた用紙は、第三者評価推進組織事務局がある香川県健康福祉部総務課地域福祉グループへ提出いたします。